

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部障害福祉課

1 補助金の名称等

30年度調査

補助金の名称	福祉作業所利用者交通費助成金								
根拠規定等	文京区立福祉作業所利用者交通費支給要領								
創設年月	平成	18	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	12年	終了予定年月	
直近の見直し年月	平成	24	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	6年		
見直しの内容	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の改正に伴い、所要の規定整備を行った(施設の名称変更)。								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	5 民生費	3 心身障害者福祉費	3 心身障害者福祉施設費	2 心身障害者福祉作業所管理運営費	2 施設管理費				
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	文京区立大塚福祉作業所及び小石川福祉作業所の利用者で、都営交通無料乗車券を利用しない経路で交通機関を利用しなければ通所することが困難な利用者に対して交通費を支給する。						
補助事業等の内容	区立福祉作業所の利用者に対する交通費の支給						
補助対象経費の内容	利用者の通所実績による定期乗車券購入額又は日額で低廉な額						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 文京区立大塚福祉作業所及び小石川福祉作業所の利用者で、都営交通無料乗車券を利用しない経路で交通機関を利用しなければ通所することが困難な利用者						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	[その他の場合は具体的に記入] <small>住居から当該福祉作業所までの1か月定期乗車券の購入に要する額から、公共交通機関各社が定める優遇措置による割引額を控除した額 ※ただし、当該月の通所日数に応じた日額の交通費が当該月分の定期乗車券の額より低いときは、日額支給。</small> [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]						
公募の状況	非公募						
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (実績記録 (利用者の出勤実績))						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者	
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由					

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	△	「文の京」ハートフルプラン障害者・児計画の中で利用者負担軽減について触れているが、交通費については言及していない。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	△	利用者の負担を軽減するという点では、区が実施すべきものであるが、利用に係る交通費は、本来、利用者が負担すべきという指摘もある。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	△	対象者は利用者の一部で、実施しなかった場合のマイナスの影響は限定的である。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金 については 不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

4 交付実績

(件、千円)

項目	27年度(決算)	28年度(決算)	29年度(決算)	30年度(予算)
交付(見込み)件数	76	74	62	96
決算(予算)額	337	341	300	480
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	337	341	300	480
29年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	都営交通無料乗車券を利用しない経路で交通機関を利用しなければ通所することが困難な利用者の負担軽減を図ることにより、通所を支援することができた。			

5 課題及び今後の方向性

23区の状況を調査し、事業継続の検討を行う。